

甲府五十集考

手塚寿男

江戸時代の商業・交通などに関する文書には、五十集（いさば）という語がしばしば目につく。『大辞林』によると、この語は魚を売買する店、魚市場、海産物を扱う商人や馬方などを指すとしているが、本稿では主に甲府の魚町と魚荷の搬入について考察することにする。

十六世紀末、甲府城が成立するとともに、改編された古府中二六町と、新設された新府中二三町とを城下町とし、魚町はこのとき設定された。古府中から新府中へ引越して草分けとなった有力町人のうち、魚町では海野源右衛門と中楯与兵衛が知られており（「甲州古府中新府中聞書」）、貞享四年（一六八七）には与兵衛の子孫と見られる与次兵衛（中楯氏）が魚町の長人（のち名主と改称）の一人に任命されている。

貞享四年における魚町各丁目ごとの家数と間口間数とを示したのが表1である。一軒ごとに間口と奥行とを調査して公役小間を算定し、町人役賦課の基準とするのが本来であるが、甲府では煩雑さを

表1 貞享4年魚町家数・間数

（『甲府略志』）

	軒 数			間 口 間 数		
	東 側	西 側	計	東 側	西 側	計
1 丁 目	5軒	6軒	11軒	34間	28間	62間
2 丁 目	9	6	15	32	32	64
3 丁 目	6	4	10	31	27	58
4 丁 目	5	6	11	31	33	64
5 丁 目	6	8	14	25	28	53
計	31	30	61	153	148	301

避けるため、間口の間数のみが基準とされた。その後享和三年（一八〇三）にも調査が行われているが、奥行まで書いている町は少なく、家数と間口間数もほとんど増減がない。『甲府略志』による魚町五丁の人口は左のとおりである。

寛文十年

男二五二人

女二六九人

計五二一人

文化三年

男一五九人

女一五七人

計三一六人

以下『甲府市史史料編』を用いることが多いので、便宜上それを「史料K」と略称するが、その第三卷一〇頁以下によると、貞享三年には肴問屋として八日町一丁目徳兵衛、三日町二丁目三郎右衛門、同所七兵衛、魚町三丁目伊右衛門、同二丁目徳右衛門ら五人の名が記載されている。他の業種では穀問屋一五人、紙問屋三人、塩問屋七人、茶問屋五人、たばこ問屋三人の名がある。これだけの史料から、右六業種の問屋が株仲間をそれぞれなしていたと断定することはできないが、当時の全国的な傾向から見ると、幕府が株仲間を認可するための資料として調査を行ったと見ることは可能である。しかし、五人の肴問屋がその後どのようなになったかは史料上不明である。

伝承によると、古くから魚町二丁目には魚仲買人があって、九一色郷の者たちが魚荷物を駄送してくると二丁目に市が立ったが、寛文三年（一六六三）八月には、仲買人たちが相談の上で、二丁目へはじめて問屋三軒を取り立て、問屋は仲買以外に直売しないこと、仲買は荷主から直買いしてはならぬことなどを議定した。柳町宿への助郷負担が、二丁目が他の四丁より多くなっているのは、魚商売の冥加としてであるという（「史料K」第三卷一六七頁）。宝暦四年（一七五四）成立の「裏見寒話」には、「鮮魚 魚町一丁目残らず魚店、中にも浜松屋五左衛門、芳野屋十左衛門、徳島屋太左衛門、三星屋清右衛門」とあり、以下のような記述もある。魚店には冬の間はタイ・スズキ・カレイなどが時によってあるが、駿州沼津から来るのが滞ったり、雨や雪が降れば二、三日も魚がないこともあって、臨時の客はもちろん、常客が来ても差し支えることが度度ある。魚を賞味愛好する上客は、江戸・沼津・諏訪などへ飛脚を立てて手

に入れる。夏の供応には、塩乾の品やナス・ウリの類だけである。十一月など諸方に冠婚または家督の祝い事、贈答などが、二、三か所あるときは、魚類が払底して価も高い。贈答は節儉するようにしても、土地が狭いためたちまち魚店に品切れが起こる。産婦が二、三所もあったり、見世物や芝居などがあるときには、市中に豆腐・こんにゃくの類さえ尽きてしまう。甲府の店は微細であることを知るべきである。貝類はアワビ・シジミ・赤貝だけで、シジミ一升を甲銀五、六分で売る。ハマグリ・アサリはたまに江戸から取り寄せて売る。価は一升で四、五分という。春暖のときに来るため腐敗して、半分ぐらいしか役に立たない。ナマコは魚店では売らず、江戸から来て売る者があって、その価はたいそう高い。ハマグリ・アサリ・サザエ・タニシは時々来て、ハマグリは一升四、五分、サザエ・タニシは大小によって価に高下があり、江戸よりも高価であるが、それは運賃が多くかかるからである。そして他の個所には、「鰹の刺身が駿州沼津より来る。鮮魚は十月ころならは甲府へは来たらず（一本、火鉢あるいはこたつなどにて刺身を食う）」とある。

二

甲州へ来る魚の多くは駿河湾の産であり、沼津の問屋から魚荷が出されていることは、どの史料にも共通しているが、それ以後の輸送路について、「史料K」や「裏見寒話」は触れていないが、「甲斐の手振」⁽²⁾では、「魚類はすべて駿河沼津より三坂峠を越え黒駒道運送、行程二〇里」と経路を明記した後、「秋冬春は替らず、なかなづく鯛多く、江戸よりは価至って下直なり。その余は価不定。夏向きは塩物多し。その内塩まぐろ、煮貝、塩貝はいずれも駄荷にて

来る。雨中は桐油にて包む。依って雨後の魚類はくされやすし」と書いている。「甲斐の手振」にいう経路は、沼津から北上し、御殿場から鎌倉街道に入るいわゆる沼津往還であるが、いま一つの経路は、沼津から東海道を吉原に出、そこから大宮（現富士宮市）を経て甲府に至る中道往還である。後者の方が史料に恵まれているので、以下は中道経路について考察してみたい。

徳川家康は前後七回甲斐に入国したが、天正十年（一五八二）三月の第一回が河内路からであったのは、同年七月の第二回以後すべて中道からであった。この道の精進・古閑間には阿難坂、古閑・右左口間には迦葉坂の二大難場があり、ことに第二回入国時には一色郷と右左口郷の農民らが、献身的に道普請や荷物の運搬を奉仕して助けた。家康はその労に報いるため、天正十年七月十二日には、「九一色諸商売の役、前々の如く相違無きの条これを免許せしむる者也」の朱印状を九一郷に下付し、同年同月二十三日には、「祖母（右左）口の在家四十七間（軒）往還の伝馬勤むるの条、関・塩・相物其の外の諸役前々の如く相違無く免許せしめ候者也」の朱印状を右左口郷に下付した。更に右左口郷には天正十八年九月、豊臣秀勝から「右左口において、在家往還の伝馬並びに塩干物の役、先規の通り免除せしむる者也」の黒印状が与えられた。二つの朱印状とも「前々の如く」と言っているのは、武田氏の山村振興策を引き継ぐの意であろう。右左口の朱印状からは、富士川水運のなかった当時、中道が主要な塩搬入路であったこと、相物の語は、塩処理を施した魚や干魚を意味することなどが知られる。そしてこの史料と豊臣秀勝黒印のみを見るかぎりでは、中道を通る魚は相物だけであり、鮮魚の付け運びはなかったかの感がある。

しかし、「史料K」第一卷五七七頁には、天文十九年（一五五〇）三月十日坂田源右衛門あての、「肴の奉公相勤むについて、一月に馬三疋の分の諸役を免許する者也」という朱印状が載せられている。坂田源右衛門はのちに与一左衛門と通称を改めるが、伊勢から甲斐に来て武田信玄に仕え、商人頭として八日市場に住み、検断（のちの町年寄）を勤めた人であって、肴（魚）の流通統制権を持ち、魚の役の取り立て及び上納の責任者であった。魚の役の割付額は、天正十二年（一五八四）の五月から十二月までの分が二九兩一分二朱、十三年分が四〇兩（六月に二〇兩、十二月に二〇兩）、十四年分が三〇兩（内一〇兩は黄金、二〇兩分はびた錢で一〇〇貫文）であったが、十三年分の四〇兩を上納することができなかったため、坂田与一左衛門を魚役代官に任じて、黄金一五兩とびた錢八〇貫文上納することと相済みとなった。魚の役は相当高額であるから、坂田氏が扱ったのは担税力のある鮮魚が多かったと考えられ、右左口郷への朱印で免除された相物の役は、恐らく大した額にはならなかったのではあるまいか。昭和五十年発行の『中道町史』には、江戸時代から明治時代までの中道の鮮魚輸送に関する古老からの聞き取りが掲載されているので、その一部を左に要約する。

駿河湾の漁師は朝早くから出漁して、十時ごろには獲物の生魚を沼津へ持ち寄り、それを集めて午後二、三時ごろまでには吉原の荷受問屋へ送る。吉原には甲府相手の魚問屋が二軒あって甲府へ出荷するが、吉原宿には甲州からの馬方が常に宿泊して待っていた。馬方は三〇貫余りの生魚を馬背に負わせて、午後四時ごろ吉原を立つと、人穴・根原付近で暗くなり、右左口峠（迦葉山）あたりで夜が明けて、午前七時ごろに甲府の問屋へ着く。魚町の北から南へ直線

の道路は住吉神社の東まで伸び、そこで中道往還に合流するが、古くは魚町街道と呼ばれた。山道を夜通し駄送するには松明が必要であり、それには松を一尺五寸ほどに切って細く割り、二〇本くらいを束ねてつくった。風雨の夜は松明が消えてしまうので、馬子は馬の尾にすがって進んだものである。甲府・吉原間には右左口・古閑・根原・上井出の四か所に魚問屋があつて、魚荷の発着、運賃の立て替え、急荷の世話などを行ったが、吉原や右の四か所を利用した甲州の馬方は、右左口村や九一色郷（江戸時代には一四か村になる）の者たちであつた。

右左口と九一色は立地条件が似ており、ともに徳川家康の朱印状を受けていたところから、中道における生魚輸送には協調を保ち、甲府から一五里の上井出には両郷の馬方がともに利用する馬宿があつて、朝早く魚を馬に付けるにはくじ引きによって荷をきめていた。

ところが『三珠町誌』によると、文政四年（一八二一）十月晦日、右左口の林蔵・権左衛門・庄蔵の三人が、上井出を出て根原にさしかかったとき、行きあつた九一色郷精進村の庄左衛門・勘右衛門・幸吉と、古閑村の源右衛門・庄八計五人に呼び止められ、魚荷の引き渡しを要求されるという事件が起こった。生魚は海岸から上井出まで運ばれ、ここで積みかえて甲州へ送ることとなっているが、このような継ぎ荷を運送できるのは、「諸商売役免許」の九一色郷にのみ許された権利であつて、これまで駿州の若宮・上井出両宿を継ぎ場として来たが、「諸役免許」だけの右左口村には、継ぎ荷物を輸送する権利はないというのが庄左衛門らの主張であつた。右左口の林蔵らはその場での争論を回避し、荷物を要求どおり引き渡して帰村したが、それを聞いた村人たちは激高した。右左口の馬方が上

井出から魚荷を運ぶのは、九一色でも承知のとおり昔からの慣行であり、今更文句をつけられる筋合いはないとして勘定奉行所へ出訴した。吟味に当たっては、甲府の魚問屋や若宮・上井出両宿の馬宿なども喚問されたが、当事者双方とも由緒ある朱印を奉戴する者同士であるからとして、馬宿の立ち入りによって和解が成立し、済口証文には大要左のような条件が取りきめられた。

- (1) 九一色郷と右左口村の者が同じ馬宿を利用する場合は、原則として荷の出来次第、所屬村にかかわらず順番に付け出すこと。
- (2) 荷の送り状に村名または馬方名が指定されている場合は、その指定に従うこと。
- (3) 九一色郷内の村と右左口と両方の者が指定されていて、付け出す馬方が話し合ひできまらないときは、馬宿主の取り計らいに任せること。
- (4) 海岸から若宮・上井出の馬宿あてに来た荷物と、九一色・右左口の馬方が途中で出あつた場合は、先着順に受け取ることもし順位が明らかでなければ、途中か馬宿においてくじ引きしてきめること。
- (5) 事件の発端となつた右左口村の林蔵ほか二人の荷については、精進村の庄左衛門から右左口村へ陳謝し、駄賃については、よく掛け合つて授受をきめること。

三

寛延三年（一七五〇）の「魚問屋・仲買寛」には、次のような文書が収められている。

寛

一、代々魚問屋仕り候

八郎右衛門

右荷主の儀ハ九一色の衆中ニテ、口銭の儀ハ金高ニ構エズ忝駄ニ付雜用共ニ甲銀三匁ツ引取申候、外ニ甲老兩ニ付百廿四文ツ、是ハ仲買方ヘ分引取申候、其外他国より参り候送り荷物の儀ハ、口銭雜用共ニ甲老兩ニ付甲銀三匁ツ引取申候、分引同断

一、代々魚問屋仕り候

八右衛門

後家

右同断

一、拾九年以前子年より仕り候

次兵衛

右同断

一、拾七年以前寅年より（問屋を）仕り候

八郎左衛門

右同断

問屋の儀望む人御座候得ハ、式丁目三丁目の内ハ致サセ申候
一、仲買の儀、式丁目三丁目の兩丁の内ヘ式、三年も店出シ商売仕候上、仲間ヘ入レ申候、他町ニテ魚店出シ申候得ハ仲間ヘ入レ申サズ候、丁内より買子ニ仕候
右の通り相違御座無ク候、以上

寛延三年午七月

十左衛門

太兵衛

吉兵衛

御名主所

寛文三年（一六六三）に魚問屋が成立し、問屋・仲買間に議定が

行われたという伝承は前に見たとおりであるが、寛延三年（一七五〇）の「寛」も、大筋では古制を再確認し、九一色馬方への口銭や仲買渡しの方引などを明文化したものであろう。問屋・仲買への新規加入が比較的緩く定められているところからは、交代がしばしば行われたことを物語っており、次兵衛が開業した十九年以前の子年は、享保十七年（一七三二）に当たっている。天明五年（一七八五）一月の魚問屋・仲間取替証文¹⁰にも新しい規定は見られず、同年五月十七日に甲府勤番支配から発せられた肴商売に関する町触も、「甲府魚町肴商売の儀、古来より問屋・仲買仕法相立商売致候処、近来猥ニ相成、他町ニテも直卸等致候者有」之段相聞候、問屋・仲買相立有之候上ハ、外々ニテ直買・直卸等ハ致間敷事ニ候、（略）古来の通問屋相場を以て仲買の者共買請商売可致候、尤売子の者問屋より買請度キ節ハ、仲買の者ヘ対談ニ及ビ、仲買の者名前を以て買請候様可致候（以下略）」というものであった。

ところで、そのころ甲府には青物商が二〇〇余人あり、文化年間には青物仲間を結成して、青物・乾物はいうに及ばず、乾魚・乾貝・海藻・鯉節・鶏卵などを、国産の物はもちろん、他国から来たものをも直仕入直卸して渡世していた。この傾向が進むと、魚問屋・仲買の家業は鮮魚に限られることとなって衰微し、寛文以来の議定も反古になって難渋であるとして、しばしば甲府勤番支配に訴え、青物仲間が魚問屋・仲買の権利を侵すことのないように町触の発布を願った。天明五年（一七八五）から天保六年（一八三五）までの間に、このための町触が七度も発せられたといわれ、歴代の勤番支配の意向は、旧来の仕法の尊重すなわち魚問屋・仲買の保護に重点が置かれた。しかし、青物仲間側の攻勢はきびしく、文政十二年（一

八二九)の触面には「魚荷物並びニ渡り干物の儀は何方より付け入り候共、直買・直卸等固く致間敷」とあり、其の外には魚荷物ばかりと記されているが、渡り干物の文字は前々の触にはなく、この語が加わると青物商人の商売向きが手狭になると突き上げ、役所をして、「何等の訳にて右様認入候哉、書面等も御座無く候ニ付相分兼申候」と弁明させたこともあった。翌文政十三年には、在方寺社の縁日・祭礼には町方も青物仲間が出店するのに対し、仲間外の者が店を張るため混乱が起ころので、仲間の天秤棒へ焼印することを願ひ出て許可され、識別が図られたが、実効を見るまでには至らなかった。

天保七年(一八三六)五月には、西青沼町の青物商幸蔵が鯉節荷物を直卸したため、魚問屋・仲買が甲府勤番支配へ出訴して出入になった。大手勤番支配永見伊勢守が、幸蔵から返答書を出させて吟味を行っていたが、八月下旬にはいわゆる天保騒動がほとんど甲州全域を覆ったため、伊勢守は九年五月七日に責めによって御役御免・逼息を命ぜられた。そのあと吟味は山手勤番支配阿部遠江守に引き継がれ、同年七月十一日に訴答双方を呼び出して、次のような裁許を魚問屋・仲買に申し渡した。

古来より魚荷物引請の儀はすべて鮮魚の儀にて、鯉節・乾魚・乾貝・玉子等ハ急度引請と申し、差し定むる義これ無き事故、以来右品々差配致すニ及ばず、もつとも鯉節相相書の儀は、魚町にて商売致し候直段を以て是迄の通り書上仕るべし(「魚問屋共と青物商人共家業差障出入裁許書抜書」)

この裁許が青物仲間側に有利なのは明らかであるので、御国恩冥加への奉謝として、甲府郭内の御堀浚い入用の中に、人足七〇〇人

を差し加えたいと願って許された。しかし魚問屋・仲買側としては、不承不承請書に調印したものの、到底承伏できない裁許であった。天保十二年(一八四一)八月、魚町側では古証文写し五通と、天明年の魚商売取締に関する触写しなどを証拠として用意した上で、鯉節・乾魚・乾貝などをめぐって、青物仲間側を大手勤番支配牧野駿河守(永見伊勢守の後任)に訴え出た。山手の酒井安房守も立会って吟味した結果、同年十二月、訴訟方の証拠分明につき先の裁許は過失と決定し、改めて次の事柄が裁許された。

(1) 鯉節・乾魚・干貝はいうまでもなく、青物・乾物類のうち、他国・他場所より仕入荷並びに送り荷共、すべて訴訟方(魚町側)の者に限って、仕来りや議定の通り引受・売捌きを行うこと。
(2) 相手方(青物商側)の者共は、右の品々を他国他場所より直仕入や直卸をしてはならず、魚町問屋・仲買から買請けて商売すること。

(3) 当国産の青物・乾物類は勝手次第に直仕入し、玉子は他国より仕入れても問屋・仲買側から妨げない。
右の裁許直前の十二月十三日には、天保の幕政改革の主要点である株仲間解散令が公布されて、「向後仲間株札ハ勿論、此外共都て問屋仲間並びに組合などと唱え候儀相成らず候」と定め、「都て何国より出候何品ニても素人直売買勝手次第たるべく候」とした。甲府勤番支配の牧野駿河守と酒井安房守は、右に見た裁許の取扱について幕府の指示を仰いだところ、十三年四月十日付で真田信濃守以下四人の老中から、「問屋仲間組合等の唱えは相成らず、都て冥加筋は差し免じられ、新規同商売に差し障り申さざる様仕るべき旨」を、訴答の者共へ申し渡せとの指図があった。

ところで、嘉永三年（一八五〇）の「魚渡世嘆願書」によると、

八日町の三郎兵衛の店子七兵衛は、五年以前の弘化三年（一八四六）から魚商売を営み、浜方の懇意な者たちから送って来る魚荷を、甲府の町や在方へ売りさばいて渡世していたが、魚町には八郎右衛門・茂右衛門・善兵衛三人の魚問屋と仲買とがあり、中でも右の三人は重立った魚渡世人で、冥加永を上納していた。七兵衛も勤番支配に願い出て、嘉永元年からは永五〇〇文を年々上納して営業を続けた。嘉永三年九月には、魚町の問屋らは勤番支配に運動して、魚町では伝馬役を勤めているので、他町で魚町と同様の渡世は相成らずとの町触を出させた。驚いた七兵衛が直ちに勤番支配に嘆願したところ役所では、幕政の改革以来は問屋仲買株などとして商売してはならないが、強いて魚商売したいなら、魚町へ転居して渡世せよと申し渡した。七兵衛は魚町へ行って八郎右衛門外二人に掛け合ったが、問屋名目は魚町の三人に限られているので、そのほかに問屋名目を用いることはできないとして拒絶された。改革のことは魚町の三人も承知しているはずであるので、七兵衛は役所へ示談不行届の旨を訴えたが、答えは前と同じであった。いま見ている嘆願書では、以上の経過を述べた後、魚町の三人は問屋名目で差支えなく営業しているのに、冥加永を同じように上納している私には許されない。八郎右衛門らが勝手なことを言っても、「強いて御察当（とがめ）がなく、これでは恐れながら御触面が不都合のように存じ奉る」と不満をあらわにしている。伝馬役は何町の何業にも掛けられているとし、また、先規から魚町以外での魚商売が禁じられているならば、冥加永を上納させるはずがないと言っている。改革のことはよく私も存じているので、八郎右衛門らに我が俣を許すことなく、私の

渡世に差し障らないように勤番支配へ御声をかけられたいと結んでいる。あて名が老中ではなく、老中戸田山城守様御役人衆中となっているのは、町年寄を経由しない非合法の嘆願ではあるが、駕籠訴ではなかったからであろう。

八郎右衛門ら三人が株仲間解散令後も、冥加永を納めて魚問屋渡世が許されているのであるから、七兵衛にも、魚荷物の直売・直買ができる問屋的権能を認めさせようという、新興商人の意気を示した嘆願であった。株仲間解散令はすべての問屋に廃業を命じたわけではなく、取締の任に当たった江戸町奉行が解散令後の実情を回顧して、「停止は名のみにて、其の実は問屋組合これあり候節の振合にて取締方仕らせ候儀ニ御座候」と自ら言っているように、江戸・大坂などにも従前のままの例が少なからずあった。

株仲間解散令は、幕府が莫大な冥加金を犠牲にして強行したものであったが、物価騰貴が株仲間の独占に原因があるとする見解は当たらず、それは自然の勢いによるものであったから、物価引き下げを命じてもほとんど効果がなく、商業組織の破壊から経済界はいたずらに混乱を深めた。そこで嘉永四年（一八五一）三月九日幕府は株仲間再興令を発し、問屋組合はすべて文化以前のとおりに復すことを命じた。再興令の特徴とする点は、冥加金の上納を要しないこと、原則として問屋組合構成員の数を制限しないこと、新規加入者に対し礼金・供応などを強制しないことなどであった。『甲府略志』によると、甲府に再興令が触れ渡されたのは翌五年一月であり、これによって再興した組合とそれらの人員は表2のとおりである。魚問屋仲買一人の氏名を知ることができないが、恐らく魚町の八郎衛門・茂右衛門・善兵衛（またはそれらの後継者）は入っていたで

表 2 嘉永 5 年の再興組合

(『甲府略志』)

味噌醬油渡世	9人	小間物屋	4人
古着鉄渡世	150	青物屋	206
古太物屋	51	湯具仲間惣	11
古道具屋	115	白土問	2
豆腐具屋	91	古質屋	4
灯油屋	44	新質屋	22
塩提灯屋	26	穀渡世	38
綿綿屋	12	穀仲買	5
篠巻物屋	17	新穀屋	55
荒釜渡世	22	竹穀屋	57
鍋釜物屋	14	菜種屋	12
釘打物屋	11	雛人形手遊物渡世	13
び鉄付油屋	4	酒造渡世	6
飴餡荷鞍屋	7	麻問屋仲買	13
	8	魚問屋仲買	2
	17	柿屋根取締	11
	4		1

あろう。八日町の七兵衛については不明である。穀渡世・穀仲買は旧来の者。新穀屋は魚町の安右衛外五六人で、禁令中の嘉永二年十一月に新興の穀屋四一人が結集し、後から一六人が加わったものである。これは再興時には仮組として旧穀屋と区別され、仮の字には「臨時」の感があって安定しなかった。元治元年(一八六四)四月には新穀屋渡世一八人が、仮組を本組と統一されたいと勤番支配に願い出ているが、願人の中に魚町の安右衛門はふくまれていない。稿を終えるにあたって、三日町一丁目の魚商久藤が、天保十三年八月に書き上げた魚類の小売値を左に記すことにする。この年四月町年寄からの、「目立つよう下直にせよ」という指示に応じた価格である。

一鯛	目下老尺	代老貫文
一鰻	壹本二付	代百四拾八文
	頭尾骨共二目方拾五貫目位	
一鮪	壹本二付	代拾貫文
	但切売肉百文二付目方八拾目	
一上塩鮪	百文二付	目方八拾目
一中同	百文二付	目方百貳拾目分百五拾目
一下同	百文二付	目方貳百同
一嶋鰻	壹本二付	代三百文
一大真鰻	壹本二付	代八拾文
一小同	壹本二付	代拾八文
一大鰻	壹本二付	代百四拾八文
一小同	壹本二付	代貳拾四文
一うるめ鰻	一本二付	代拾八文

一大真鯛	老本ニ付	代八文
一小同	老本ニ付	代三文
一上しらす	老わニ付	代八拾文
一中同	老わニ付	代六拾四文
一若 （マ） なご干物	老枚ニ付	代拾四文
一中同	老枚ニ付	代拾六文
一小同	老枚ニ付	代五文
一大鯉節	拾本ニ付	代文銀拾五匁
一中同	拾本ニ付	代文銀拾老匁
一下同	拾本ニ付	代文銀八匁五分

注

- (1) 「享和三年上下府中間数御改帳」(『甲州文庫史料』第二卷二九頁以下)
- (2) 甲府勤番士と目される宮本定正が嘉永三年に甲斐の風俗・習慣などを、見聞したままに記した書物。『甲斐叢書』第七卷に所収。

- (3) 三珠町高萩区有文書に写しがある。町指定文化財
- (4) 『新編甲州古文書』第二卷一一三頁
- (5) 同右
- (6) 坂田家文書によると永禄五年。
- (7) 『新編甲州古文書』第一卷一七四～一七六頁
- (8) 『三珠町誌』中拙稿「九一色郷の朱印をめぐる諸問題」
- (9) 『甲州文庫史料』第三卷一一六頁
- (10) 右書一一七頁
- (11) 右書一一八頁
- (12) 『甲府市史史料編』第三卷史料第二一一号
- (13) 『甲州文庫史料』第三卷一四八頁
- (14) 右書一一九頁
- (15) 『岩波講座日本歴史近世5』(一九六四年)中岡本良一「天保改革」
- (16) 『甲州文庫史料』第二卷七八頁
- (17) 『甲府市史史料編』第三卷四七〇頁 (市史編さん専門委員)